

議案第七十一号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十年十一月二十二日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和三十四年杉並区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「三十五万円」を「三十八万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区国民健康保険条例第九条第一項の規定は、平成二十一年一月一日以後の被保険者の出産について適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。

（提案理由）

出産育児一時金の引上げをする必要がある。

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第九条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>三十八万円</u>を支給する。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第九条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>三十五万円</u>を支給する。</p>
2 略	2 略